

大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 府は、大阪府内に所在する私立各種学校で専ら我が国に居住する外国人を対象とする学校のうち、修学者の年齢層が概ね幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の修学年齢に相当する学校であって、大阪府教育長（以下「教育長」という。）が特に必要と認める学校（以下「外国人学校」という。）の教育条件の維持向上及び外国人学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るため、予算の定めるところにより、外国人学校を設置する学校法人（私立学校法第64条第4項の法人を含む。以下「学校法人」という。）に対し、大阪府私立外国人学校振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは、「教育長」と読み替えるものとする。

(補助金の交付対象とする学校法人等)

- 第2条 補助金の交付対象とする学校法人は次に掲げる第1号から第3号及び第10号に、その設置する外国人学校は第4号から第10号にすべて該当するものとする。
- (1) 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「会計基準」という。）に準拠した会計処理を行うとともに、財務情報を一般に公開していること
 - (2) 私立学校法第35条第1項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）に規定する理事及び監事が、特定の政治団体（公安調査庁が公表する直近の「内外情勢の回顧と展望」において調査等の対象となっている団体をいう。ただし、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第2項に規定する政党を除く。以下同じ。）の役員を兼務していないこと
 - (3) 特定の政治団体への寄附又は特定の政治団体からの寄附の受入れをしていないこと
 - (4) 生徒に対する教育活動に一定以上の経費を支出していること
 - (5) 国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと
 - (6) 当該年度の5月1日に在学する生徒の数が一定以上であること
 - (7) 概ね幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の修学年齢に相当する生徒に対し、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第38条に規定する幼稚園教育要領、同規則第52条に規定する小学校学習指導要領、同規則第74条に規定する中学校学習指導要領又は同規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に準じた教育をそれぞれ行っていること
 - (8) 特定の政治団体が主催する行事に、学校の教育活動として参加していないこと
 - (9) 政治指導者の肖像画（特定の人間の外観を表現した絵画や写真等をいう。）を教室等に掲示していないこと
 - (10) その他教育長が必要と認める事項

(補助の対象)

- 第3条 補助金の交付の対象となる経費は、交付年度における外国人学校に係る次の経費のうち、毎年度別に定める基準によるものとする。ただし、他の補助金に係る経費は除く。

- (1) 人件費
- (2) 教育研究経費
- (3) 管理経費
- (4) 借入金等利息
- (5) 設備関係費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は定額とし、毎年度別に定める基準により算出した額とする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の申請にあたっては、次に掲げる書類を毎年度教育長が指定する日までに、教育長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 要件確認申立書A(様式第1号の2)
- (3) 要件確認申立書B(様式第1号の3)
- (4) 暴力団等審査情報(様式第1号の4)
- (5) 予算書(様式第1号の5)
- (6) 寄附金明細書(様式第1号の6)
- (7) その他教育長が必要と認める書類

(補助の交付の条件等)

第6条 規則第6条第1項第1号の規定による軽微な変更は、補助金の額に影響を及ぼさない変更とする。

- 2 規則第6条第1項第2号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。
- 3 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定による教育長の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書(様式第2号)を教育長に提出しなければならない。
- 4 前項の補助事業変更承認申請書には、補正後の予算書(様式第2号の2)を添付しなければならない。
- 5 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助金は、第3条に規定する経費に充当しなければならない。
 - (2) 会計基準に準拠した貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類(以下「計算書類」という。)を作成し、翌年度の収支予算書とともに、毎年度別に指定する日までに教育長に提出しなければならない。
 - (3) 計算書類には、教育長の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。
 - (4) 会計基準に基づく帳簿のほか補助事業に関するすべての関係書類を、補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
 - (5) 補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

(補助申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした学校法人は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の不交付等)

第8条 教育長は、学校法人又は、その設置する外国人学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、その状況に応じ、補助金を不交付又は減額して交付することができる。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反したもの。
- (2) 日本私立学校振興・共済事業団若しくは公益財団法人大阪府育英会からの借入金の償還(利息・延滞金の支払いを含む。)又は公租・公課(日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。)の納付を一年以上怠っているもの。
- (3) 破産宣告を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り又は銀行取引停止処分を受ける等、財政事情が極度に窮迫しており、かつ、その再建の見通しがたたないもの。
- (4) 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いているもの。
- (5) 外国人学校の設置運営上著しく適正を欠く収入若しくは支出又は財産の運用があるもの。
- (6) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間などにおいて、訴訟その他の紛争があり、適正な外国人学校運営を期しがたいもの。
- (7) 外国人学校の教育条件が極めて低く、かつ、その是正に応ずる努力が認められないもの。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が著しく適正を欠いているもの。

(補助金の交付)

第9条 教育長は、補助事業の円滑な遂行及び効果の増進を図るため、規則第5条の規定による補助金交付決定額を概算払により交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする学校法人は、規則第7条の規定による補助金交付決定通知を受け取った日以後、速やかに補助金(概算払)交付請求書(様式第3号)を教育長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助金実績報告書(様式第4号)により補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに教育長に提出することにより行わなければならない。ただし、補助事業を廃止した場合は廃止した日から起算して30日以内に提出しなければならない。

2 前項の補助金実績報告書には決算書(様式第4号の2)及び寄附金明細書(様式第1号の6)を添付しなければならない。

(補助金の交付を受けた学校法人等の責務)

第11条 補助金の交付を受けた学校法人は、自主的にその財務基盤の強化を図り、その設置する外国人学校に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該外国人学校の教育水準の向上に努めなければならない。

(細則の制定)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月21日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年6月18日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年11月29日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

付 則

この要綱は、令和3年6月16日から施行し、令和3年度の事業から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。